

## かつらぎ町教育情報セキュリティ基本方針

今日、インターネットをはじめとする情報通信ネットワークや情報システムの利用は生活、経済、社会のあらゆる面で拡大している。一方で、個人情報の漏えい、不正アクセスや新たな攻撃手法による情報資産の破壊・改ざん、操作ミス等によるシステム障害等が後を絶たない。また、自然災害によるシステム障害や疾病を起因とするシステム運用の機能不全にも備える必要がある。

かつらぎ町教育委員会並びにかつらぎ町立小学校及び中学校（以下「教育委員会及び学校」という。）においては、児童生徒、保護者、教職員等の個人情報及び教育行政運営上重要な情報などを多数取り扱っている。また、令和元年度以降、GIGAスクール構想に基づく1人1台端末の整備、クラウドサービスの活用が進み、多くの業務が情報システムやネットワークに依存している。

そのため、教育委員会及び学校のICT環境整備が進むにあたり、不正アクセス、ウイルス攻撃や部外者の侵入等の意図的な要因による情報資産の漏洩・破壊・改ざん・消去など、情報資産の保護に向けた十分な情報セキュリティ対策を講じることは、教職員及び児童生徒等が安心してICTを活用するために不可欠であるため、以下に積極的に取り組むことを宣言する。

- (1) 教育情報セキュリティ対策に取り組むための教育委員会及び学校における体制を確立する。
- (2) 教育情報セキュリティ対策の基準として教育情報セキュリティ対策基準を策定し、その実行のための手順等を盛り込んだ実施手順を策定する。
- (3) 教育委員会及び学校で保有する情報資産を適正に管理する。
- (4) 教育情報セキュリティ対策の重要性を認識させ、当該対策を適正に実施するために、職員等に対して必要な教育を実施する。
- (5) 教育情報セキュリティインシデントが発生した場合又はその予兆があった場合に速やかに対応するため、緊急時対応計画を定める。
- (6) 教育情報セキュリティ対策の実施状況の監査及び自己点検等を通して、定期的に対策の見直しを実施する。
- (7) 全ての教職員等は、教育情報セキュリティの重要性について共通の認識を持ち、業務の遂行に当たってかつらぎ町教育情報セキュリティ基本方針、教育情報セキュリティ対策基準及び情報セキュリティ実施手順を遵守する。

令和8年4月1日

かつらぎ町教育委員会 教育長